

声をあげよう！ 仲間を広げよう！ 人間らしく働く権利の確立をめざして！

# パート・非常勤部会ニュース No. 16

大阪市北区錦町2-2 国労会館1F 大阪労連パート・非常勤部会

2010・9・18



## 枚方非常勤裁判、高裁で全面勝訴！

9月17日のディセント・ワーカーに、みんなで勝ち取った大勝利



大阪労連は、毎月第3金曜日をディセント・ワーカーデーに設定し、9月17日、労働者派遣法抜本改正、枚方非常勤裁判判決・支援、争議支援の宣伝行動を展開しました。9月17日午後、大阪高裁で枚方非常勤裁判の判決が出され、地裁判決を覆す全面勝訴となりました。地裁判決は、非常勤職員であっても勤務の実態から常勤であり一時金・退職金の支給はできるとしたものの、給与条例に具体的に定められてないとして市長に返還請求するよう求めたものでした。今回の高裁

判決は、枚方の非常勤職員については、「地方自治法第204条でいう常勤の職員と同様のものと解することができる」として、地裁判決と同様、一時金・退職金の支給ができると認め、給与条例についても細部は規則に委任しているが、上限値を規定し、恣意的に無制限にできず、少なくとも基本的事項が定められているとし、給与条例主義に反しないとして地裁判決を取り消し、原告の請求を棄却しました。

## 涙の報告集会 逆転勝訴は「何といたっても運動と世論の力」

判決後に弁護士会館で開催された報告集会には140名を超える参加。涙の報告集会となりました。城塚弁護士は「我々弁護団も頑張ったが、市職労も頑張った。みんなで勝ち取った大勝利だ」と発言。豊川弁護士は「今日の判決は手堅く、高いレベルの説得的判決だ」中西弁護士は「正規職員の賃金の半分であり、まだまだ変えていかねばならない。枚方でも均等待遇めざして頑張ってもらいたい」と檄をとばし、河村弁護士は「判決を広げることが大事。『非常勤という呼称に法的な意味を認めることはできない』とまで言い切った判決だ」と評価。枚方市職労の市本委員長は「5年にわたる闘いへの支援本当にありがとう。2年前の地裁判決の時には非常に悔しい思いしたが、本当にうれしく思う。人間の尊厳をかけた闘い、社会正義を貫く闘いであり、大阪から均等待遇を掲げて発信していこうと言ってきた。組合員のみなさんには、頭の下がる思い。この間の闘いで私たちも鍛えられた」とあいさつし、「判決については、歴史の審判に耐えら



れる良心的な判決だ。今後は、地公法、地方自治法の不備の改善求める法改正の闘いを自治労連・大阪自治労連に結集してすすめたい」と決意を表明しました。

当該の延長保育士さんからは、「5年前に裁判所から通知が来たときに、個人なら泣寝入りしかなかったが、組合として闘うことになり、いろんなところへ支援要請に行ったりして、応援してもらった。こんなこと出来るのかと新鮮な思い、感激した。みんなの力でここまでやってこられた」と支援に対するお礼がありました。「非常勤裁判をたたかう会」の東野会長（枚方市職労）は、「返還対象者となっている非常勤組合員が自らの力ではねかえしていこうと闘いに立ちあがったことが大きい。奮闘に感謝する。今後原告が最高裁に上告するかもしれないが、枚方市の約千人の非正規職員にアンケートをとり、均等待遇求める運動と組織拡大を、判決を武器に進めていきたい」と決意を述べました。

（「大阪自治労連速報(360)」「枚方市職労 日刊ニュース」より）

## 「やっと非常勤の一時金・退職金が目のあたる所に出てきた」

### 枚方非常勤裁判高裁 判決要旨 （枚方市職労作成）

#### ■ 第一争点 ■ 地方自治法上、「非常勤」か「常勤」か。

【原告の主張】非常勤職員として採用されているのだから、地方自治法第204条1項の常勤の職員にはあたらない。よって、月額報酬以外に一時金や退職金といった特別報酬を受け取ることは違法である。

【判決】非常勤職員も常勤職員と同様、生計としての収入を得ることを主な目的として従事してきた。少なくとも週4日ないし月15日の出勤を義務づけられ、週勤務時間数は最短の職種でも週29時間を超えている。かつて常勤職員が担っていた業務を引き継いだり、あるいは常勤職員と共同して業務につく職種もある。非常勤職員の勤務実態は常勤職員と大きく変わるものではなく、「非常勤」と呼称されていることに法的な意味を認めることはできない。

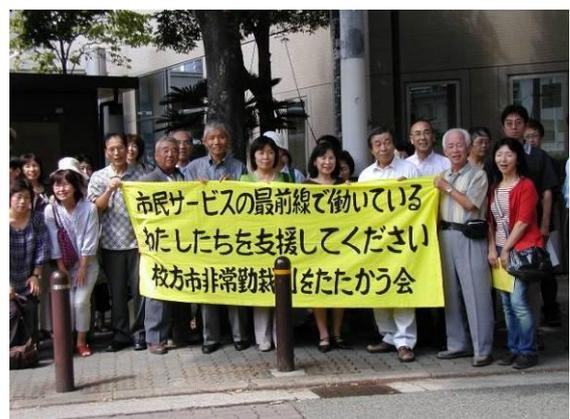
よって、本件非常勤職員は地方自治法203条にいう「非常勤」ではなく、204条に定める「常勤」に該当する。したがって、条例に基づく限り、地方自治法204条2項所定の一時金や退職金を受け取ることができる。

#### ■ 第二争点 ■ 給与条例主義に反しないか。

【原告の主張】枚方市が定めた条例には、非常勤職員に支給する特別報酬の金額を決定するために必要な具体的な基準を定めていないから、給与条例主義に違反し、違法・無効である。

【判決】非常勤の職種、職務内容、勤務形態は多様であり、その時々々の社会情勢に応じて多種多様な行政サービスを提供することが要請されている。よって、あらかじめ条例において固定的に規定するのは適切でない。規則において柔軟かつ機動的に対応できるように定めることに十分な合理性がある。

給与条例主義の趣旨は、住民から選挙で選出された議員で構成される議会が条例を制定することを通じて、公務員の給与を決定する市長に民主的統制をかけることにある。枚方市の条例をみると、給与の上限額と支給方法の基本的事項は定められており、その具体的な額を決



めるための細則的事項を規則に委任するにとどまる。したがって、給与条例主義に反するものではなく、枚方市が支払った特別報酬は適法である。

### ■ 第三争点 ■ 仮に給与条例に不備があったとしても、受け取り済みの特別報酬まで返還させるのが妥当か。

【判決】およそ職員は、地方公共団体との間で、法律と条例によって給与の支給を受けることを合意した上で任用されている。そうであれば、任用手続きが公序良俗その他社会正義に著しく反する、あるいは重大かつ明白な瑕疵があったなど特段の事情がない限り、支給された給与は職務に従事した対価および生計の資本として受け取ることができ、不当利得として返還すべき義務を負わない。

## 金沢大学の社会保障論ゼミ学生が大阪労連でヒヤリング



9月15日(水)の午前10時からお昼過ぎまで、金沢大学社会保障論ゼミの3年生6人(全員女性)と院生1名が「非正規労働、ワーキングプア問題の調査」に大阪労連を訪れました。JMIU や自治労連、生協労連、地域労組、大阪労連が対応しました。あらかじめゼミで話し合った12質問(パート・非常勤部会、地域労組、最低賃金で働く労働者について)が送られてきていたので、それぞれが質問に答え、参加者から実態を報告し、学生の質問に答えました。

「ダイキンの争議で会社にたてつく時に、周りの家族や職場の人の反応はどうでしたか?」という質問が出され「争議に立ち上がって、家庭の事情などで闘いたくても闘えない仲間も多く激励され、正社員も人ごととせず応援してくれています。新人の期間工に『自分たちの将来にもかかわるので頑張ってください』と言われていました。組合周りをする中で、初めて会った人から『頑張ってください』と握手を求められ感動した」と答えました。

「実際に闘っている人の話が聞けて良かった」「働くってどういうことか改めて考えてみます」「泣き寝入りしない思いが大事」「最賃の体験レポート良かったのでよく読みます」「高学歴ワーキングプアが問題になっているが、自分もその一人。アルバイト(短大や専門学校の講師)先で自分が保守的になってしまう。貫くことが必要」などの感想が出されました。

### 命のねだん 非正規労働者は低い? 裁判官論文が波紋



パートや派遣として働く若い非正規労働者が交通事故で亡くなったり、障害を負ったりした場合、将来得られたはずの収入「逸失利益」は正社員より少なくするべきではないか——。こう提案した裁判官の論文が波紋を広げている。損害賠償額の算定に使われる逸失利益は「命の値段」とも呼ばれ、将来に可能性を秘めた若者についてはできる限り格差を設けないことが望ましいとされてきた。背景には、不況から抜け出せない日本の雇用情勢もあるようだ。[具体的には、非正規労働者として働き続けても収入増が期待できるとはいえず、雇用情勢が好転しない限り、正社員化が進むともいえないと指摘。(1) 実収入が相当低い(2) 正社員として働く意思がない(3) 専門技術もない——などの場合、若い層でも逸失利益を低く見積もるべきだとした。]

(朝日新聞より)